発電施設の売電に関する仕様書

1　対象施設概要

(1) 施設名称　　盛岡市クリーンセンター
(2) 発電場所　　盛岡市上田字小鳥沢148番地25（受給地点同じ）
(3) 発電設備区分　バイオマス発電設備
(4) 発電出力　　1,570キロワット　交流３相３線式 6,000ボルト
(5) 売電電力　　余剰電力の売電

2　予定売電電力量

予定売電電力量について、令和７年度分の実績により、別紙の「発電施設年間予定売電量」を作成したもので、本仕様書の令和９年度分は、令和７年度の売電電力量実績を保証するものではなく、焼却炉の稼働状況等により増減する場合がある。

3　売電期間

令和９年４月１日（０時00分）から令和10年３月31日（24時00分）までとする。

4　売電料金の見積り及び積算方法

(1) 売電料金見積書及び算出基礎となる内訳書を任意の様式により提出すること。
(2) 売電料金は、それぞれの単価を別紙「発電施設年間予定売電量」に示した予定売電量に乗じた額とする。
(3) (2)の単価及び売電料金の消費税率は10％で計算することとする。
(4) 契約期間中に受注者が経営等の困難で履行できず、発注者がやむを得ず売電先の契約者を変更しなければならない時は、受注者は、契約時に取り付けた通信端末機器等がある場合は、全て撤去するものとし、取り外しにかかる労務費の全てを受注者が負担することとする。
(5) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
　ア　売電量の単位は１kWhとし、その端数は小数第１位で四捨五入する。
　イ　料金その他計算における合計金額の単位は１円とし、施設ごとの合計額の端数は小数点以下を切り捨てる。
　ウ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

5　電力量の検針

(1) 電力量の検針方法は、受注者の提案による。
(2) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等については、盛岡市管内の旧一般電気事業者と調整すること。

6　売電料金の支払い方法

(1) 受注者は、毎月の売電電力量と売電料金を発注者へ報告することとする。また、発注者は、報告内容を確認し売電に係る料金を受注者へ納付通知書を送付することとする。

(2) 受注者は、発注者が送付する納付通知書により、納期限までに支払うこととする。

7　その他

(1) 本仕様書に定めがない事項について、関係諸法令等を遵守するほか、原則、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、その他は発注者と受注者の両者協議のうえ決定するものとする。

(2) 受注者は、機器の交換、調整、追加、仕様変更を行う際は、発注者と事前に協議し調整することとする。